

犬塚病院 通所リハビリセンター 通所リハビリテーション事業

【重要事項説明書】

1. 犬塚病院が提供するサービスについての相談窓口

TEL.0954-63-2538 FAX.0954-62-5241

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	犬塚病院 通所リハビリセンター
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日
所在地	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原 602-3
電話番号 (FAX)	TEL/ 0954-63-2538 FAX/ 0954-62-5241
管理者名	犬塚 貞孝
介護保険指定番号	4110710698 号

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅において利用者が可能な限り、その有する能力に応じ、自宅で自立した日常生活を営むことができるように心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。
運営の方針	理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、可能な限り、自立した日常生活を営むことができ、目的に添えるよう在宅ケアの支援に努めます。

4. 職員の体制 (主たる職員)

職種	常勤		非常勤		業 務 内 容
	専任	兼任	専任	兼任	
管理者		1			業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
医師		1			利用者及び理学療法士等に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導等を行う。
理学療法士		4			リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等行う。
看護師					健康管理・リスク管理・機能訓練指導員として補佐する。
介護職員	2	2			利用者に対し必要な介護を行う。

5. 利用定員及び営業日等

総利用定員	10名
営業日	祝祭日を除く月～土曜日(ただし土曜日は午前9:30～11:00まで)
営業時間	午前9:30～11:00 午後14:00～15:30
通常の事業実施地域	鹿島市、嬉野市(塩田町) *それ以外の遠隔地は、別途交通費を頂く場合があります。

6. 通所リハビリテーションの内容

1. 実施する通所リハビリテーションは次の通りと致します。
 - ① 1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーション
 - ② 自宅と事業所間の送迎
 1. 原則として、玄関の中までお迎え、玄関の中までお送りします。
 2. 季節により寒暖の差で身体に及ぼす影響は様々ですので、自宅でお待ちください。
 3. 交通事情等で到着が遅れる場合がありますのでご了承ください。お迎えの時間など変更に関しましては書面または電話にてご連絡いたします。
 4. 自家用車、バイク及び交通機関をご利用の際の事故、けがに関しましては、当院での責任は負いかねますのでご了承ください。
 5. 送迎中の途中下車、買い物などはご遠慮ください。
 - ③ 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画の立案）
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 個別リハビリテーション
 - ⑥ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画等で定められた通所リハビリテーション等利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
 - ⑦ その他
2. 通所リハビリテーションは医学管理の下で要介護者等に対する心身の回復を図るため、各専門スタッフが共同して、作成した通所リハビリテーション計画に基づき、下記の目的（1）の練習（2）等を行います。
 - (1) 目的
 - ① 日常生活動作能力の低下防止
 - ② 生活の質（QOL）の向上
 - ③ 寝たきり防止
 - ④ 社会参加への援助
 - ⑤ 身体機能の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法（歩行訓練、基本的動作練習、日常生活動作（ADL）に関する練習等）
- ② マシントレーニング（ルームランナー、自転車エルゴメーター、筋力増強マシン等）
- ③ 物理療法
- ④ 在宅トレーニング指導（各個人に合わせて自宅で行える運動メニューを立案）

3. 指定リハビリテーションでは、利用者に合わせた目標を設定し、通所リハビリテーション計画書とリハビリテーション実施計画書を作成します。これらの計画書には、利用者様のサインと印鑑が必要になります。

7. 利用料金

① 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割または2割が負担金です。保険金の滞納により保険給付金が直接、犬塚病院に支払われない場合、一ヶ月当りの料金を頂き、犬塚病院より領収書を発行します。この領収書を後日、鹿島市の窓口に出しますと、払い戻しが受けられます。

その他：サービス提供の中で使用した費用（作業材料費、おむつ代等）

② 解約料

いつでも解約することができます。一切料金はかかりません。

③ その他

【支払方法】

料金が発生する場合は、月ごとに清算とし翌月10日前後に前月分の請求を致しますので、請求書受取後、月末までにお支払いください。

お支払い頂きますと、領収書を発行します。（お支払方法は現金のみでお願い致します）

8. サービスの利用開始

まずは、居宅介護支援事業所にご相談ください。居宅介護支援事業所がおきまりでない方は、犬塚病院にお電話ください。

居宅介護支援事業所にて1ヶ月のケア計画を作成してもらいます。詳しい打合せは居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）を通して、利用者様とそのご家族と一緒に致します。契約を締結した後、居宅介護支援サービスの提供を開始します。

9. サービスの終了

- ① 利用者様の都合でサービスを終了する場合、お申し出て頂ければいつでも解約ができます。
- ② 当施設（通所リハビリテーション）の都合でやむを得ない事情でサービスの提供を終了させていただく場合は、他の居宅介護支援事業者情報をご紹介します。

③ 自動終了の場合

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

◆介護保険施設に入所する場合

◆介護保険給付でサービスを受けていた要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

◆お亡くなりになった場合

④ その他

犬塚病院は、利用者やその家族等「介護者」が通所リハビリテーション従業者や介護支援専門員（ケアマネージャー）に対して、契約を継続しがたい程の信頼関係を失った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	通所リハビリ担当ケアワーカー
-------------	----------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 緊急時または事故発生時の対応

① 居宅介護支援事業者にサービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。（主治医・家族等の連絡先は利用申込書にお書きください。）

② 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 2. 秘密保持

当事業所の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。なお、これに係る個人情報の利用目的は【重要事項説明書・別紙2】のとおりです。

1 3. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、採用後の1ヶ月以内、またその後随時に研修の機会を確保いたしております。

1 4. 利用にあたっての留意事項

飲食物の持ち込み	飲食物の大量の持ち込みに関しては、利用者の健康管理・衛生管理上、原則としてお断りしております。
謝礼、贈り物	当事業所では、ご利用いただく皆様方に余分な負担をおかけしないという趣旨から、謝礼、贈り物等につきましては堅くお断りします。何卒ご理解いただきましてご協力いただきますようお願いいたします。
その他	サービスの提供を受けるにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡して下さるようお願いいたします。

1 5. 非常災害対策

防災設備	避難階段、非難口、防火戸、スプリンクラー設備、屋内・屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常通報装置、漏電火災警報機、非常警報設備、非常電源設備、誘導等及び誘導標識等
防災訓練	年2回以上（避難誘導（夜間想定含む）、消火及び通報訓練）

1 6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 7. 第三者評価について

当事業所での、提供するサービスの第三者評価の実施状況はなし。

18. その他

当事業及び犬塚病院の運営する事業に関する相談、要望、苦情等は何なりと担当者までお申し出ください。責任をもって対応させていただきます。

○相談・要望・苦情などの窓口

通所リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等は通所リハビリテーション提供責任者か下記の相談窓口まで申し出てください。

★サービス相談窓口

- ◇ 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所
TEL : 0954-69-8222 FAX : 0954-69-8220
- ◇ 佐賀県国保連合会 苦情相談窓口
TEL : 0952-26-1477 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
- ◇ 担当部署 犬塚病院 通所リハビリテーション
TEL.0954-63
-2538 FAX.0954-62-5241
受付時間 月曜日～土曜日 8 : 30～17 : 00
(ただし土曜日は 8:30～12:15 まで)

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

【個人情報の利用目的】

(令和元年5月1日現在)

通所リハビリテーション事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ◇ 利用予定、績等の管理
 - ◇ 会計・経理
 - ◇ 事故等の報告
 - ◇ 当該利用者の介護・医療サービスの向上〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕
- 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ◇ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ◇ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ◇ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ◇ 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ◇ 保険事務の委託
 - ◇ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ◇ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ◇ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[事業所の内部での利用に係る利用目的]

- 事業所の管理運営業務のうち
 - ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ◇ 事業所において行われる学生の実習への協力
 - ◇ 事業所において行われる事例研究
- [他の事業者等への情報提供に係る利用目的]
- 当施設の管理運営業務のうち
 - ◇ 外部監査機関への情報提供